

鳥取縣公報

農地委員選舉告示

鳥取縣選舉管理委員會告示第二十一号

農地調整法施行令の一部を改正する政令（昭和二十四年六月政令第二百二十四号）附則第二項の規定により昭和二十四年九月二十日鳥取縣農地委員会の總選舉を行う。

昭和二十四年八月二十一日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

鳥取縣選舉管理委員會告示第二十二号

農地調整法第十五條、第十二第二項、同法第十五條の十五第一項及び第十五條の十六第一項の規定により鳥取縣農地委員会の選舉における選挙区、投票区及び開票区並びに選挙すべき委員の定数を次のとおり定める。

昭和二十四年八月二十一日

外 日 曜 日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

選挙区	開票区	投票区	区	域	農地調整法第十五條の二第三項各号の区分別に選挙すべき委員の數
	第一第一	第一第一	鳥取市、岩美郡	第一号 第二号 第三号	
	第二第二	第二第二	八頭郡	一人 一人 三人	
選挙区	開票区	投票区	米子市、西伯郡	第一号 第二号 第三号	一人 一人 三人
	第二第二	第二第二	東伯郡	一人 一人 三人	
	第三第三	第三第三	日野郡	一人 一人 三人	

鳥取縣選舉管理委員會告示第二十三号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員会の

選挙について選挙長、開票管理者、投票管理者及びこれらの者に事故があるとき、又は欠けたときその職務を代理すべき者を本日付で次のとおり選任した。

昭和二十四年八月二十一日
鳥取縣選挙管理委員会委員長 上根政幸

選挙区名	投票区名		職名	住所	氏名
	第一開票区	第二開票区			
第一選挙区	第一開票区	右職務代理者	選挙長、投票管理者	鳥取市西品治町一四三番地ノ一	山根誠四郎
			開票管理者	岩美郡米里村東大路一三八番地	秋本重治
			右職務代理者	八頭郡河原町大字袋河原四九番地	荻原正
	第二開票区	右職務代理者	投票管理者	同郡八上村大字曳田五九五番地	田中万壽太
			開票管理者	岩美郡東村大字陸上一〇三〇番地	中島榮
			右職務代理者	氣高郡神戸村大字下砂見一二二番地	前田義美
	第三開票区	右職務代理者	選挙長、投票管理者	日野郡溝口町大字谷川八五五番地	篠田伊三郎
			開票管理者	東伯郡下中山村大字下甲三二六番地	高見令造
			右職務代理者	同郡淺津村大字上淺津三三九番地	沢末春
	第二選挙区	第二開票区	投票管理者	同郡小鴨村大字富海五八六番地	前田武之丞
			開票管理者	日野郡日野村大字津地二六九ノ一番地	山田芳美
			右職務代理者	同郡黒坂町大字下黒坂五〇六番地	梅林壽次

鳥取縣選挙管理委員会告示第二十四号
農地調整法施行令第三十二條において準用する地方自治法施行令第三十六條第三十九條乃至第四十一條第四十三條の規定により、鳥取縣農地委員会委員の選挙につき特別投票を取扱う選挙管理委員会を次のように指定した。

昭和二十四年八月二十一日
鳥取縣選挙管理委員会委員長 上根政幸

選挙区別	投票区別		選挙管理委員会名称
	第一投票区	第二投票区	
第一選挙区	第一投票区	鳥取市選挙管理委員会	鳥取縣農地委員会委員選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに縦覧の場所を次のように定める。
	第二同	八頭郡賀茂村選挙管理委員会	
	第三同	氣高郡浜村町同	
第二選挙区	第一投票区	米子市選挙管理委員会	昭和二十四年八月二十一日 鳥取縣選挙管理委員会委員長 上根政幸
	第二同	東伯郡倉吉町選挙管理委員会	
	第三同	日野郡根根町同	

鳥取縣農地委員会委員選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに縦覧の場所を次のように定める。

昭和二十四年八月二十一日
鳥取縣選挙管理委員会委員長 上根政幸
選挙人名簿調製の期日 昭和二十四年八月二十九日
期間 昭和二十四年八月三十一日から同年九月五日まで六日間
縦覧期間 昭和二十四年九月六日から同年九月十日まで五日間毎日職務時間中
異議の申立をうけた日から五日以内

選挙人名簿の確定日 昭和二十四年九月十六日
選挙人名簿縦覧の場所 選挙人の属する投票区分に於て当該投票区に在る地方事務所

